

# 茨木市立生涯学習センターのご利用にあたって

茨木市施設予約システムにご登録のみなさま

生涯学習センターのご利用にあたって、次の内容をご確認ください。

## 1. ご利用時間・休所日

(1) 開館時間 午前 9 時～午後 10 時（ただし、受付は午後 5 時まで）

(2) 利用区分

①会議室など 1 時間単位の利用（21:00 から 21:30 のみ 30 分）

②きらめきホール

| 午前         | 午後A         | 午後B         | 夜間          |
|------------|-------------|-------------|-------------|
| 9:00～12:00 | 12:30～15:00 | 15:30～18:00 | 18:30～21:30 |

(3) 休所日：毎週火曜日、12月28日～翌年1月4日

（その他臨時休館する場合があります）

## 2. 利用申込

| 施設          | 抽選申込受付期間             | 抽選日・抽選結果通知日<br>（※1）    | 空きコマ予約受付<br>（先着順）（※2）                      |
|-------------|----------------------|------------------------|--|
| きらめき<br>ホール | 利用月の7か月前の<br>20日から月末 | 利用月の6か月前の<br>1日（1月は4日） | 利用月の6か月前の2日から<br>利用日の20日前まで                |
| 会議室等        | 利用月の4か月前の<br>20日から月末 | 利用月の3か月前の<br>1日（1月は4日） | 利用月の3か月前の2日から<br>利用日まで（窓口）<br>3日まで（予約システム） |

（※1）当選者は抽選日の翌日から10日までに利用確定処理が必要です。

確定の手続きがない場合は取り消されます。

（※2）抽選申込のなかったコマは抽選日の翌日から、当選辞退・キャンセルのあったコマは空き次第予約が可能です。

## 3. 利用料について

利用料金については「ご利用案内」またはHPをご覧ください。

## 4. 施設利用料のお支払いについて

---

### ◆窓口予約

①口座振替の場合（※口座振替依頼書の提出をお願いします。）

利用した日の次の月の20日（金融機関の休業日の場合翌営業日）に指定の口座から引落とされます。

②現金払いの場合

申込時に施設利用料の支払いが必要です。

③クレジット払いの場合

申込日から7日以内に決済してください。

### ◆茨木市施設予約システムで予約の場合

①口座振替の場合 —— 窓口と同じ

②現金払いを選択した場合

申込日から7日以内（休所日は含まず）に窓口で利用料をお支払いください。申込日から利用日までが7日以内の場合は、利用の前日までにお支払いください。

③クレジット決済を選択した場合

申込日の翌日または翌々日の承認後、申込日から7日以内に施設予約システムにログインして、決済を行ってください。

※申込日から利用日までが7日以内の場合は、利用の前日まで決済を行ってください。

**★お支払いがない場合は新規の予約はできません。取消される場合も一旦料金の支払いが必要です。**

## 5. そのほかの料金について

---

●**附帯設備使用料** —— 利用当日にお申し出の上、お支払いください。

●**高校生以下料金** —— 2人以上の高校生以下の者で構成される団体（高校生以下の者が半数以上）が利用するときは施設使用料が2分の1になることがありますのでお申し出ください。利用ごとに申請が必要です。利用前に窓口で申請してください。

●**市外料金** —— 市外居住者が利用の場合は、施設使用料に10割の額を加算します。

●**入場料加算** —— 入場料やそれに類する料金を徴収する場合（企業、営利団体：1円以上／個人、サークルなど：2,000円以上）は10割加算されます。

※**注意1** クレジット決済や現金入金を行った後に、附帯設備申込で発生した増額分は施設窓口で現金でお支払いください。高校生以下料金の適用などで発生した減額分は後日現金で還付されます。

※**注意2** クレジット決済の支払い期日は、原則、利用申し込み後7日以内です。ただし、附帯設備の申込や高校生以下料金の適用など、7日以内に利用料が確定されない場合は、生涯学習センターまでお問い合わせください。

## 6. 予約の取消について

(1) 取消をする期間により、利用料の還付率が異なります。

| 予約の取消 | ①きらめきホール               | ②会議室など                | 還付額  |
|-------|------------------------|-----------------------|------|
|       | 申込翌日から<br>利用日前 150 日まで | 申込翌日から<br>利用日前 60 日まで | 全額還付 |
|       | 利用日前<br>149 日～60 日     | 利用日前<br>59 日～7 日      | 5割還付 |
|       | 利用日前 59 日～利用日当日        | 利用日前 6 日～利用日当日        | 還付なし |

(2) 予約した施設を取消す場合は、

- ①窓口でお申し出ください。
- ②インターネット(茨木市施設予約システム)で手続きしてください。

### ★茨木市施設予約システムで取消せる予約

- 〈1〉 支払い方法が「口座振替」の予約
  - 〈2〉 支払い方法が「現金」「クレジット」で入金済みの予約  
(取消申請時に全額還付される期間の場合、未入金でも可)
- ※その他の場合は窓口へお越しください。
- ※茨木市施設予約システムでの取消申請により還付が発生する場合は合わせて還付申請が必要です。(予約システム内でチェックを入れる)

(3) 還付が発生する場合

- ・ 口座振替の場合は精算後の金額が引き落とされます。
- ・ 現金、クレジット払いの場合は後日、現金を窓口にて還付します。
- ・ 5割還付の期間(上記の6(2)の表参照)に利用料金が未納の場合は全額をお支払いの後、還付申請をしてください。

## 7. 予約の変更について

| 予約の変更 | ① きらめきホール   | 利用日前 20 日まで |
|-------|---|-------------|
|       | ②会議室など(研修室、会議室、多目的スタジオ、食工房<br>録音スタジオ、音楽スタジオ、和室、アトリエ、陶芸室<br>工芸室、IT学習室) | 利用日前3日まで    |

※使用ごと(許可書の行単位)に1回限り、予約受付可能期間内での変更が可能です。

※茨木市施設予約システムからは変更手続きはできません。窓口にお越しください。

## 8. その他利用にあたっての注意事項

---

- ① 施設の利用については、条例・規則に従ってください。
- ② 利用時間には、準備、観客の入場および退場、後片づけなどの時間を含みます。利用時間を超えての利用はできません。
- ③ 施設を連続利用できる期間は会議室などが3日間、きらめきホールが6日間です。
- ④ 許可なく物品の展示、販売、契約、配布、広告類の掲示、配布はできません。
- ⑤ 敷地内は全面禁煙です。
- ⑥ きらめきホール、IT 学習室、音楽スタジオ、録音スタジオでは飲食できません。（※多目的スタジオは、シート敷きの場合のみ可）
- ⑦ 利用中に出了ゴミは、必ず持ち帰ってください。
- ⑧ 文化的な目的でない運動（運動会など）でのご利用については、お断りさせていただく場合があります。
- ⑨ 詳しくは「茨木市立生涯学習センターきらめき ご利用案内」をご覧ください。

## 9. 問い合わせ先

---

茨木市立生涯学習センターきらめき

〒567-0028 茨木市畑田町1番43号

(TEL) 072-624-8182 (E-mail) [kirameki@city.ibaraki.lg.jp](mailto:kirameki@city.ibaraki.lg.jp)